



## 第5章 返 還

### 第20条 (返還責任)

- 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。
- 借受人又は運転者は、前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。
- 借受人又は運転者は、震災その他不可抗力により、借受期間中にレンタカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責めを負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に指示に従うものとします。

### 第21条 (返還時の確認等)

- 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
- 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたっては、あらかじめ借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。
- 借受人は未精算の貸渡料金を返還する場合は、レンタカー返還時までにその清算を完了しなければならないものとします。
- 前項のほか、特約がある場合を除き、レンタカー返還時に、ガソリン・軽油等の燃料が未補充（満タンでない）の場合は、借受人は当社所定の方法により算出した燃料代を直ちに当社に支払うものとします。

### 第22条 (借受期間変更時の貸渡料金)

- 借受人は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。
- 借受人は、第12条第1項により当社承認を受けることなく借受期間を超過した後は返還したときは、前項の料金を加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。

### 第23条 (返還場所等)

- 借受人は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
- 借受人は、前項に規定する返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

### 第24条 (不返還となった場合の措置)

- 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し、不返還被害報告をするとともに、全協システム等に登録する等の措置をとるものとします。借受人はこれに同意するものとします。
- 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査やGPS機能の作動等を含む必要な措置をとるものとします。
- 第1項に該当することとなった場合、借受人は、第29条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

## 第6章 故障、事故、盗難時の措置

### 第25条 (故障発見時の措置)

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

### 第26条 (事故発生時の措置)

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
- 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
- 事故に連関し、当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するものと必要な書類等を遅滞なく提出すること。
- 事故に四号の借受人又は運転者の責任がある場合は、直ちにその責任において事故を処理し、及び解決するものとします。
- 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において、その解決に協力するものとします。
- 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
- 当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、ドライブレコーダーが装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。
- 認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

### 第27条 (盗難発生時の措置)

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときは、次に定める措置をとるものとします。

- 直ちに最寄りの警察に通報すること。当社の指示に従うこと。
- 盗難に際し、その被害に關し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

### 第28条 (使用中に発生する貸渡料金の終了)

- 使用中に故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡料金は終了するものとします。
- 借受人は、前項の場合を除き、故障等発生時、修理、取引及び修理等に要する費用を負担するものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由に該当する場合は、その限りではありません。
- 故障等が発生し、前項に該当する場合は、前項に規定しない場合に、新たな貸渡料金を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を適用するものとします。
- 借受人が前項の貸渡料金の提供を受けないときは、当社は、受領済みの貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
- 故障等が前項の貸渡料金を終了し、かつ、当がいずれかの責めに帰することができる事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外の請求もできません。ただし、故障等が当社の故意または重大な過失により生じた場合を除きます。

## 第7章 賠償及び補償

### 第29条 (賠償及び営業補償)

- 借受人は、借り受けたレンタカーの使用に關し、借受人又は運転者が当社（第35条第1項の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカーを含みます）に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
- 借受人は、借受人又は運転者の責めに帰する事由により、レンタカーの故障、事故、盗難、レンタカーの汚損・臭気等により、当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については、料金表に定めるところ（ノンオペレーションチャージ）により損害を賠償し、又は営業補償を負うものとします。
- 借受人又は運転者は、借り受けたレンタカー（第35条の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含みます）の使用に關し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

### 第30条 (保険及び補償)

- 借受人が前条第1項又は第3項の賠償責任を負うとき及び運転者が前条第3項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。
- 対人賠償：1名につき無制限（自動車損害賠償責任を含む）
- 対物賠償：1事故につき無制限（免責額5万円）
- 人身傷害補償：1名につき3,000万円まで
- 車両補償：1事故につき車両時価額（免責額5万円）
- 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合は、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 借受人又は運転者が前条第1項又は第3項に定める事由により、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 法律又は補償金が支払われ、損害又は賠償額が第1項の定めにより支払われる保険金又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害により滅失、き損し、又はこれによる他の被害を受けたレンタカーに係るもの等の損害については、借受人又は運転者が故意又は重大な過失があつた場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することを要しないものとします。
- 第4項の賠償額又は補償額が借受人の負担となる損害については、借受人の負担とします。ただし借受人があらかじめ当社に免責補償料を支払った場合は、この免責額に相当する損害の支払いが当社負担とします。
- 警察及び当社営業所に届出のない事故、貸渡後に第9条各号に該当して発生した事故、第18条各号に該当して発生した事故及び借受期間を無断で延長しその期間に起こした事故にはこの補償は適用しないこととします。
- 第1項に定める損害賠償契約の保険金に相当する当社の定める補償制度の加入料相当額は、貸渡料金に含まれます。

## 第8章 貸渡契約の解除

### 第31条 (貸渡契約の解除)

- 借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は、受領済みの貸渡料金を、貸渡日から解除までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

### 第32条 (中途解約)

- 借受人は、前項においても、この同意を得て生じた中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済みの貸渡料金を、貸渡日から返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。ただし、細則に定めがある場合は除きます。
- 借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。  
中途解約手数料 = (貸渡契約期間に 対応する基本料金) - (貸渡日から返還までの期間に対応する基本料金) × 5%

## 第9章 個人情報

### 第33条 (個人情報の利用目的)

- 借受人又は運転者の個人情報取得し、利用する目的は次のとおりです。  
(1) 申込書等の提出に際し、レンタカーの事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。  
(2) 貸渡料金の締結に際し、レンタカー及びこれらに関連したサービスの提供をためるため。  
(3) 貸渡料金の締結に際し、本人確認及び貸渡料金の締結可否についての審査を行うため。  
(4) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車、その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービスの提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメール等の送付を行うこと。  
(5) 当社及び借受人の今後の企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。  
(6) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別できない形態に加工した統計データを作成するため。
- 第1項各号に定めがない目的で借受人又は運転者の個人情報取得する場合に、あらかじめその利用目的を明示して行います。

### 第34条 (個人情報の登録及び利用の同意)

- 借受人は、前項各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、住所、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報や全協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者のために貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。
- 当社が第33条第1項に規定する「貸渡料金を」は、当該レンタカーを提供した事業者の定める様式のものとなるか、又は当社が別に定める代理貸渡専用の様式の貸渡証によるものとします。
- 第24条第1項に規定する返還料金を返還する際に、前項の個人情報を含む書類を提出するものとします。
- 運転者が前項第3号に該当する場合は、運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報、全協システムに7年を超えない期間登録され、前項のレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されます。

## 第10章 雑 則

### 第35条 (代理貸渡)

- 当社は、第8条第1項の規定にかかわらず、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを借受人に貸し渡すことができるものとします。この場合、当社は次に掲げる事項を遵守するものとします。（この場合、以下「代理貸渡」といいます。）  
(1) 事故、故障等が発生し、または、前項に規定する事由があった場合において、当社の貸渡料による方が当該レンタカーを提供した事業者の貸渡料金を適用するよりも、利用者にとって有利なときは当社の貸渡料金を適用すること。
- 貸渡証は第3項に定めるところによる特別な様式とする。
- 提供を受けたレンタカー事業者の貸渡料金が書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。）により添付されていること。
- 代理貸渡をする場合には、前項(1)の場合を除き、当該レンタカーを提供したレンタカー事業者の貸渡料金を適用するものとします。
- 代理貸渡をする場合は、前項(1)の場合を除き、当該レンタカーを提供した事業者の定める様式のものを採用するか、又は当社が別に定める代理貸渡専用の様式の貸渡証によるものとします。
- 代理貸渡をした場合において、借受人は、前項(1)の規定に基づき、故障その他のトラブルが発生したときは、当社は、自社保有のレンタカーを貸し渡した場合と同様に、車両提供事業者の行う修理等に協力するほか、借受人又は運転者の利便を確保するための措置をとるものとします。

### 第36条 (GPS機能)

- 借受人及び運転者は、レンタカーに地球測位システム（以下「GPS機能」という）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を利用することと同意するものとします。  
(1) 貸渡契約が終了時、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
- 第26条第1項に該当する場合、他のレンタカーの管理又は貸渡料金の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。
- 借受人及び運転者に対して提供された商品・サービスの品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
- 借受人及び運転者は、前項のGPS機能により記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な範囲でこれを開示することと同意するものとします。

### 第37条 (ドライブレコーダー)

- 借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記目的で利用することと同意するものとします。
- 事故発生時の状況を確認するため。
- レンタカーの管理又は貸渡料金の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
- 借受人及び運転者に対して提供された商品・サービスの品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
- 借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な範囲でこれを開示することと同意するものとします。

### 第38条 (相 互)

- 当社は、この約款に基づく借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務のいずれも相殺することができるものとします。

### 第39条 (消費税)

- 当社は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含みます。）を当社に対して支払うものとします。

### 第40条 (運送損害金)

- 借受人及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

### 第41条 (準拠法等)

- 本約款は日本法とします。

### 第42条 (細 則)

- 当社は、この約款の細則を別に定めることができるとし、その細則は、この約款と同等の効力を有するものとします。

### 第43条 (重要事項の情報提供)

- 借受人は、この約款のうち、借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、当社の保険又は補償制度の内容及び条件並びに借受人が講ずべき故障、事故、盗難時の措置、違法駐車の場合の措置及び返還遅れとなる場合の措置等の重要事項について、貸渡前に明確かつ平易な表現で情報提供するように努めるものとします。

### 第44条 (約款等の掲示等)

- 借受人は、この約款を以下のいずれかの方法により借受人に対して示す。  
(1) 当社の営業店舗において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含みます。）  
(2) ウェブサイト等に見やすいように掲載  
(3) 書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。）の提示
- また、当社が提供するウェブサイト、料金表等により、約款等の概要を借受人に提供するものとします。これを変更した場合も同様とします。

### 第45条 (約款等の変更)

- 当社は、この約款等を変更することができます。約款等を変更する旨、当社のホームページに掲載するなど適切な方法で約款等を変更する旨、変更後の約款等の内容及びその効力発生時期を告知するものとします。

### 第46条 (合意管轄裁判所)

- この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴訟のいかににかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

## 附 則

本約款は、2022年11月1日から施行します。

